

# 福岡県

Fukuoka Prefecture  
Transportation  
Information  
No.1840

# 輸送 情報

## 2021.7/9

福岡県輸送情報 No.1840  
(毎月2回 第2・第4金曜日発行)  
購読料:1ヶ月200円



公益社団法人 福岡県トラック協会



写真提供:福岡県観光連盟

嘉穂劇場(飯塚市)

## No.1840 今号のTOP NEWS!と主な内容

**TOP NEWS 1** 第9回定時総会 開催状況

**お知らせ** 「働き方改革」に係る助成金制度について



# 福岡県輸送情報

Fukuoka Prefecture Transportation Information No.1840

1840号・令和3年7月9日発行

大正11年創建、昭和6年に再建された歌舞伎劇場で、国の登録有形文化財にも指定されている。毎年開催される「全国座長大会」は有名である。

## C O N T E N T S

● TopNews1 第9回定時総会 開催状況	1~3
● 「働き方改革」に係る助成金制度について	3
● 夏の交通安全運動実施要領について	4
● 「会員福利厚生事業」特別優待等のご案内	5
● 「会員福利厚生事業」優遇措置施設の休業について(お知らせ)	6
● 福岡働き方改革推進支援センターのご案内	6
● 交通労働災害防止に向けての取組の強化について	7
● 陸上貨物運送事業における労働災害防止について	7
● 鹿児島トラックステーション【閉鎖のお知らせ】	7
● 会員だより「新規会員のご紹介」	8
● 行事日程	8

### 編集・発行／公益社団法人 福岡県トラック協会

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18番8号

TEL 092(451)7878(代表)

FAX 092(472)6439

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

e-mail [jouhou1@hearty.or.jp](mailto:jouhou1@hearty.or.jp)

TOP



NEWS-1

第9回定時総会 開催状況

福岡県トラック協会(眞鍋博俊会長)は、6月11日(金)、福岡市博多区のホテル日航福岡にて第9回定時総会を開催しました。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止のため、来賓は招待せず出席者も最低限に絞り、表彰式や懇親会も中止とし、時間短縮で行いました。

総会に先立ち、令和2年度の総会以降に逝去された故人に黙祷を捧げました。

総会は、正会員2,156名中、出席者51名、委任状1,444名、合計1,495名で過半数を超え成立しました。

開会挨拶を二又茂明副会長が行い、議長に筑豊支部の小野田一生支部長、副議長に北九州支部の大瀬博巳支部長が選任されました。議事録署名人には北九州支部の西川隆啓理事、筑後支部の村田潤一郎理事が指名されました。



(二又副会長)



(左:大瀬副議長、右:小野田議長)

### ●眞鍋会長挨拶。運賃変更届の提出、物流デジタルトランスフォーメーションの推進を。

眞鍋会長は冒頭の挨拶において、昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大による影響について触れ、昨年スタートした「SNS 応援企画」や全ト協・九ト協と連携して開催した10月9日「トラックの日」のYouTube生配信イベント「TRUCK FES」の開催に加え、会費の減免や感染防止のため非接触型の体温計の配布、セミナーや会議のウェブ開催の実施等に触れ、今後も感染症対策は継続して行っていく旨を述べました。

年々深刻化する労働力不足、長時間労働問題、高速道路料金や燃料費の高騰による経費負担増と厳しい事業経営を強いられている現状と、今後適用される1ヵ月に60時間を超える時間外労働に対する法定割増賃金率の50%への引き上げや、残業時間の月80時間上限規制に対応するには、物流のデジタルトランスフォーメーションを推し進めることにより生産性を向上していく必要があること、加えて国交省より告示された標準的な運賃を収受し、労働環境改善への姿勢を示すことが人材確保の要となることを語りました。

また、運賃変更届がまだ21%(6月10日時点)しか提出されておらず、早急な対応が望まれていると会員企業各社へ協力を仰ぎました。



(眞鍋会長)

(次の頁に続きます)

## ●令和2年度総括

### 人材確保に特化した取り組み

令和2年度も前年度に引き続き人材確保に特化した取り組みを積極的に行いました。また、各種イベントやセミナーを、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じた上で形を変えて開催しました。業界のイメージアップのために博多駅前広場にて行われてきたイベントを YouTube 生配信イベント「TRUCK FES」として全国にむけて配信し、コロナ禍においても懸命にハンドルを握って荷物を運んでいるドライバーや物流に従事している方々に感謝と励ましを伝えるため「SNS 応援企画」をスタートさせました。

例年行われていた小学生絵画コンクールの表彰式が緊急事態宣言の発令を受けて中止となりましたが、「労働セミナー」や「標準的な運賃普及セミナー」等の各種セミナー、森林の再生保護による CO2 削減を目的とした「トラックの森」事業による植樹は、制約の範囲内で安全に開催されました。

その他、交通安全、法制・税制、適正化事業、労務改善・労災防止対策においてもコロナ禍で制約を受ける中その範囲において事業活動を推進しました。

新型コロナウイルスへの対策による半年間の会費減免や会議の中止等、収支にも影響が出ており、最終的な当期収支差額は△54,783,035 円となりました。

## ●令和3年度事業計画

### 10の重点推進事項を設定

令和3年度の事業においては、前年までの継続的な取り組みに、「新型コロナウイルス感染症対策等の推進」「物流DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」を加えた10の重点推進事項を掲げ、その実現に向けた各種施策を積極的に展開していきます。

具体的な施策としては、新たに計画している事業として第一に、会員事業者に「運賃料金変更届出書」を提出してもらうように、「標準的な運賃」の届出要領説明会を開催します。また、適正化事業指導員から、巡回指導時に各事業所に対し、「運賃料金変更届出書」提出の有無を確認し、未提出事業所について提出を促します。

安定的な労働力確保と定着化に向けた取り組みの推進において、女性を対象としたトラック運送業界への就職を促進するため、福岡県女性活躍推進室と連携した広報活動を推進します。その中で、香椎高校とのコラボレーションによる女性ドライバーのユニフォームファッションショーを企画しています。

広報活動においては、「モノを動かさなきゃ日本の明日はない TRUCK PRIDE」をコミュニケーションフレーズとしたトラック運送業界のイメージソングに加えて、新たに作成したダンス動画「TRUCK PRIDE 青春 DANCE !!」や会員事業所から提供された自己 PR 動画を、SNS（YouTube・TikTok）等を活用して拡散させるとともに、「トラックの日」イベント等を通じて広く業界の魅力を PR し若年層を中心とした労働力確保を支援します。

新型コロナウイルス感染症対策等の推進としては、①国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、関係行政機関や全日本トラック協会と連携し、新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底を図ります。②新型コロナウイルス感染症がトラック業界に及ぼす諸課題について、関係先に要望し、理解と協力を求めます。

交通事故防止の推進に関しては、春・秋の交通安全期間中に、「信号を守ろうの日」を設定し、各支部で「信号を守ろう」「飲酒運転撲滅」キャンペーンに取り組みます。

緊急救援物資輸送体制の整備・強化においては、新たに「災害物流専門家（全国からの支援物資を荷受け、仕分け、保管、荷揃え、搬送等を指揮できる知識や経験を有する者）研修」を開催し、物流専門家の育成を図ります。

新たに追加された物流 DX の推進については、国土交通省が令和3年度から実現を計画する物流 DX により、デジタル化・機械化をはじめ、商慣行の見直しや標準化、物流・商流データの基盤の構築が期待されるため、全日本トラック協会や関係行政機関と連携して適切な対応を図り、推進します。

## ●令和3年度収支予算

### 会員増加による会費収入の増加を期待

### 新型コロナウイルスの影響が読めず、昨年を参考に組み立て

令和3年度の事業活動に係る予算総額は1,053,486,941円で、一般事業207,991,509円、研修会館等事業39,343,000円、交付金事業805,719,200円、基金運用事業3,417,000円を計上しました。

一般事業においては、会員増加による会費収入の増加が見込まれています。また人員増加による人件費、自動車検査登録情報購入（年4回）のため予算が拡大されます。研修会館に関しては、1階のテナント閉鎖、物品販売の減少のため減額となっております。施設取得資金取得支出に関しては、減額して予算を立てています。

交付金事業についても新型コロナウイルスの影響が読めないため、前年踏襲で予算を組んでいます。中止になる事業等がある場合は各委員会・理事会等で議論し、予算の内容を適時変更していくこととなりました。

今年度は県からの補助金が減っております。事業費の方はほぼ前年並みで計上されています。安全装置等助成事業に関して減額した分、ドライブレコーダー機器助成事業にて増額しています。

#### ●締約の一部改正について

昨今の新型コロナウイルス禍等により、理事会の開催が困難となるケースを想定し、定款に書面による理事会決議が可能となる条項を追加する旨が決議され、承認されました。

#### ●役員改選

任期満了に伴う役員改選が行われ、推薦された役員46名が承認されました。理事による互選の結果、会長に眞鍋博俊氏が再任され、副会長として中嶋利文氏、三村彰一氏、二又茂明氏、久富啓充氏が留任となりました。再任にあたり眞鍋会長は「今期で4期・7年目になります。この業界の発展のために汗をかきたいと思っています」と挨拶を述べました。

すべての審議が滞りなく行われた後、久富啓充副会長が開会の挨拶を行い「先ほど新役員が選任され、新しい体制となりました。

今後トラック協会のために尽力していきたいと思っています。これから訪れる様々な課題に対処していくためにも、まずは運賃変更届の提出が重要になってきます。未提出の事業者等には提出の働きかけをして頂きたい」と述べました。



(久富副会長)

#### ●各種表彰について

表彰状は各事業所に送付されます。令和2年度の実績は、無事故運動表彰が231事業所、全日本トラック協会表彰規定による表彰が事業役員2名、従業員11名、団体職員1名、全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰が従業員5名、2事業所、福岡県トラック協会表彰規定による表彰が事業役員2名、従業員60名、団体職員2名となっています。



## 「働き方改革」に係る助成金制度について ～福岡労働局からのお知らせ～

時間外労働の上限規制や正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止等の働き方改革関連法が順次施行される中、働き方改革により、長時間労働を解消する等、魅力ある職場とすることで、人手不足の解消も期待できます。働き方改革定着の取り組みに関する以下の各種助成制度があります。

#### ①働き方改革推進支援助成金

設備・機器の導入、労務管理のシステム化、専門家コンサルティング等に係る費用を助成。

- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 労働時間適正管理推進コース
- 勤務時間インターバル導入コース
- 団体推進コース

#### ②業務改善助成金

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）の費用を一部助成。

#### ③人材確保等支援助成金（テレワークコース）

就業規則等の作成・変更、設備投資（機器、コンサルティングの導入や研修）等の一部費用を助成。

詳細につきましては、以下の福岡労働局ホームページ（<https://jstite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>）または、本誌巻末のチラシをご覧ください。

ホームから > 各種法令・制度・手続き > 各種助成金制度 > 働き方改革推進支援助成金

■お問合せ先：福岡労働局 企画課（TEL092-411-4717）

# 夏の交通安全運動実施要領について

(公社) 福岡県トラック協会

1	実施期間	令和3年7月10日(土)～令和3年7月19日(月)の10日間
2	重点項目	<p>(1)飲酒運転の撲滅</p> <p>(2)子供と高齢者の交通事故の防止</p> <p>(3)危険運転の防止</p> <p>(4)信号を守る(追突事故防止)</p> <p>(5)横断歩道における歩行者優先の徹底</p>
3	具体的推進事項	<p>(1)組織的に実施するもの</p> <p>【県ト協が実施するもの】</p> <p>①ポスター等を作成して全会員に配布するなどにより、運動の周知・徹底を図る。</p> <p>②期間中、適正化事業指導員による街頭パトロール指導等を実施し、重点項目の推進を図る。</p> <p>③懸垂幕、輸送情報等の広報媒体を利用し、運動の周知と意識の高揚を図る。</p> <p>【各支部が実施するもの】</p> <p>①バスキャンペーン等の際には、「信号を守ろう横断幕」を積極的に活用して、会員事業所及び地域住民に本運動の浸透と交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>②傘下会員事業所(事業主・管理者・従業員)を対象に必要なに応じて交通安全のための講習会を開催し、運動の周知徹底を図る。</p> <p>③所轄警察署等の関係行政機関及び各地区交通関係団体と連携を密にして、運動の効果的推進を図る。(2) 会員事業所が実施するもの</p> <p>(2)会員事業所が実施するもの</p> <p>①運動期間中は、各事業所において懸垂幕・桃太郎旗等を掲げるとともに街頭監視活動や運転者への安全運転教育並びに指導を徹底する。</p> <p>②事業用トラック事故の約半数を占める追突事故を防止するため、運転者に安全な運行についての指導を徹底する。</p> <p>③適切な運行計画や乗務割を策定するとともに、点呼時には必ずアルコールチェッカーを使用して酒気帯びの有無について確認し、運転者の健康状態を十分把握のうえ、適切な乗務指示を行う。</p> <p>④当運動ポスターを掲示し、ポスター掲載の無事故カレンダーに交通事故発生の有無について日々「○×」を記入し、無事故達成に向けての指標とする。</p> <p>⑤車両の日常点検及び定期点検を確実に実施し、整備不良による交通事故を防止する。</p> <p>(3)ドライバーの遵守事項</p> <p>①飲酒運転は絶対にしない。</p> <p>②歩行中や自転車乗車中の子供、高齢者等を見かけたら、スピードを落とし、その行動に注意するなど、より慎重な運転に努める。</p> <p>③周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、重大な交通事故につながる悪質性・危険性の高い危険運転(あおり運転)をしない。</p> <p>④信号を守り車間距離の適切な保持など追突事故防止に努める。</p> <p>⑤横断歩道に歩行者を見かけたら、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げない。</p>
4	配慮事項	<p>(1)期間中は、交通事故をなくす福岡県民運動本部・県警察・運輸支局等の関係行政機関及び交通関係団体と連携を密にして、本運動の効果的な推進を図ること。</p> <p>(2)街頭キャンペーン等を行う際には、受傷事故防止に十分配慮すること。</p>



## 「会員福利厚生事業」特別優待等のご案内

福岡県トラック協会では、人材確保対策の一環として、当協会が事前に契約を締結したホテル等の宿泊施設や飲食店、自動車学校等を会員事業所の社員等が利用する際に、当協会発行の会員カード提示等により割引等の優遇措置が受けられる「会員福利厚生事業」を実施しております。

この度、下記のとおり特別優待等をご案内いたします。

### ◆期間限定の特別優待

#### ○対象施設

ハーモニーランド（大分県速見郡日出町藤原5933番地）

#### ○特別優待内容

2021年7月17日～2021年8月31日までの期間限定で、4歳以上共通パスポート券3,000円を1,200円

※会員カードの提示・専用割引チラシを印刷して窓口提出に限る。  
（カード・チラシ忘れの場合優待は受けられません。必ずカード・チラシの両方を窓口に出して下さい。）

※専用割引チラシ等の詳細は当協会ホームページ掲載の「会員福利厚生施設等一覧」をご覧ください。

<https://www.hearty.or.jp/publics/index/94/>

※休園日があります。ハーモニーランドHPにて要確認。

<https://www.harmonyland.jp/welcome.html>



### ◆注文窓口の変更

島手延べそうめんの注文窓口が「(株)イトメン」から「島手そうめん販売(株)」に変更となりました。

※専用注文書等の詳細は、当協会ホームページ掲載の「会員福利厚生施設等一覧」をご覧ください。

### ※留意事項

①当協会ホームページに掲載の優遇措置施設等に関する情報は適宜更新します。

ホームページ掲載の「会員福利厚生施設等一覧」をご覧いただくには、当協会発行の会員カードをお送りした際に記載のID・パスワードが必要です。

②優遇措置を受けるための条件が施設等により異なりますので、施設等を利用する際は、必ず事前に当協会ホームページ掲載の「会員福利厚生施設等一覧」の最新情報をご確認下さい。

③会員カードは、平成30年度に実施した社員数等調査でご回答いただいた会員の皆様及び別途「発行申込書」にてお申し込みいただいた会員の皆様に送付しております。

まだ会員カードの発行を受けていない場合は、当協会ホームページに「発行申込書」を掲載しておりますので、当該申込書にてお申し込み下さい。



### ■お問い合わせ先

※受付時間9時00分～17時00分（土日・祝日を除く）

公益社団法人福岡県トラック協会 業務二課

電話092-451-7845

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/publics/index/94/>





## 「会員福利厚生事業」優遇措置施設の休業について (お知らせ)

この度、当協会発行の会員カード提示等により割引等の優遇措置が受けられる「会員福利厚生事業」の対象である下記の優遇措置施設より、休業の連絡がありましたのでお知らせいたします。

### 1. 施設名

ジャイアントスタジアム

(北九州市小倉北区室町1丁目1-1 リバーウォーク北九州 地下1階)

### 2. 休業期間

令和3年7月1日より無期限

### 3. その他

当協会ホームページに掲載の優遇措置施設等に関する情報は適宜更新します。

ホームページ掲載の「会員福利厚生施設等一覧」をご覧くださいには、当協会発行の会員カードをお送りした際に記載のID・パスワードが必要です。

■お問い合わせ先〔※受付時間9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)〕

(公社)福岡県トラック協会 業務二課

電話092-451-7845

ホームページ <https://www.hearty.or.jp/publics/index/94/>



## 福岡働き方改革推進支援センターのご案内 ～福岡労働局からのお知らせ～

時間外労働の上限規制や「同一労働同一賃金」を盛り込んだパートタイム・有期雇用労働法が順次、中小企業においても適用される中、福岡労働局では、働き方改革推進のため、「福岡働き方改革推進支援センター」を窓口として、中小企業・小規模事業所の方々を対象に、以下の取り組みについて助言・提案などの相談支援を無料で行います。

●就業規則の作成方法

●賃金規定の見直し

●非正規雇用労働者の処遇改善

●労働関係助成金の活用等

●過重労働対策

詳細については、福岡働き方改革推進支援センターのホームページ(<http://福岡働き方改革推進支援センター.site/>)、または本誌巻末のチラシをご覧ください。



 お知らせ

## 交通労働災害防止に向けての取組の強化について ～福岡労働局からのお知らせ～

令和2年の福岡県内の交通労働災害において、休業4日以上死者数は271人で、令和元年より13.7%(43人)の減少でありましたが、死亡者数は7人で、令和元年より2人増加しており予断を許さない状況です。

こうした状況下で、交通労働災害防止のための積極的な取組が必要となることから、福岡労働局では、取組強化を目的としたリーフレットを作成しました。

会員事業所の皆様方におかれましては、現下の交通労働災害発生状況を踏まえ、災害防止に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

詳細については、巻末のリーフレットをご覧ください。

 お知らせ

## 陸上貨物運送事業における労働災害防止について ～福岡労働局からのお知らせ～

令和2年の福岡県内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死者数は861人で、令和元年より7.4%(59人)の増加、平成30年との比較では10.0%(78人)の増加と年々増加の一途をたどっています。

これを受け、福岡労働局では、陸上貨物運送事業における労働災害防止の取組強化を目的としたリーフレットを作成しました。

会員事業所の皆様方におかれましては、現下の労働災害発生状況を踏まえ、労働災害防止に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

詳細については、巻末のリーフレットをご覧ください。

 お知らせ

## 鹿児島トラックステーション【閉鎖のお知らせ】

このたび、当協会トラックステーション事業の見直し等により「鹿児島トラックステーション」を以下の通り閉鎖することとなりましたので、お知らせいたします。

- 閉鎖するトラックステーション **鹿児島トラックステーション**  
(所在地:鹿児島県鹿児島市西別府町2941-19)
- トラックステーション閉鎖日時 **令和3年8月31日(火) 17:00**

お問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会 施設事業部 TEL03-3354-1091

## 会員だより 新規会員のご紹介

### 松下石油興産(株) 中央営業所 (福岡支部福岡分会)

代表者 松下 佳嗣

福岡市中央区港3-4-25 九産西ビル2F  
Tel.092-717-1188  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
[車両数]普通8両

### スター物流(株) 福岡営業所 (福岡支部北福岡分会)

代表者 半田 純夫

古賀市青柳町3272-13  
Tel.092-410-6062  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
貨物利用運送事業  
[車両数]普通5両、小型2両

### 司中九州(株) 福岡新宮営業所 (福岡支部北福岡分会)

代表者 庄司 只功

糟屋郡新宮町大字立花口字佐屋2280-1  
Tel.092-962-9500  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
[車両数]普通13両、牽引3両、被牽引1両、  
海上コンテナ被牽引2両

### (株)ラックナム 福岡支店 (福岡支部東福岡分会)

代表者 藤田 剛

福岡市東区多の津1-18-7-1  
福岡流通あけぼのビル7階  
Tel.092-624-0166  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
貨物利用運送事業  
[車両数]小型2両、牽引3両、海上コンテナ被牽引3両

### (株)リオントランス (北九州支部戸畑分会)

代表者 廣瀬 健太郎

北九州市門司区大字恒見8-5  
Tel.093-481-3931  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
[車両数]普通13両、牽引1両

### (株)ユートランス (北九州支部行橋分会)

代表者 早田 浩一

行橋市大橋1丁目3-1  
Tel.0930-55-6067  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
貨物利用運送事業  
[車両数]普通1両、小型3両、牽引1両

### ランプロティタ(株) (筑後支部柳川分会)

代表者 梅崎 歳市

柳川市大和町血垣開2511  
Tel.0944-32-8649  
[事業の種類]一般貨物自動車運送事業  
貨物利用運送事業  
[車両数]普通7両、小型2両

## Schedule 行事日程

(7月)

県ト協行事日程(7月9日～7月22日まで)

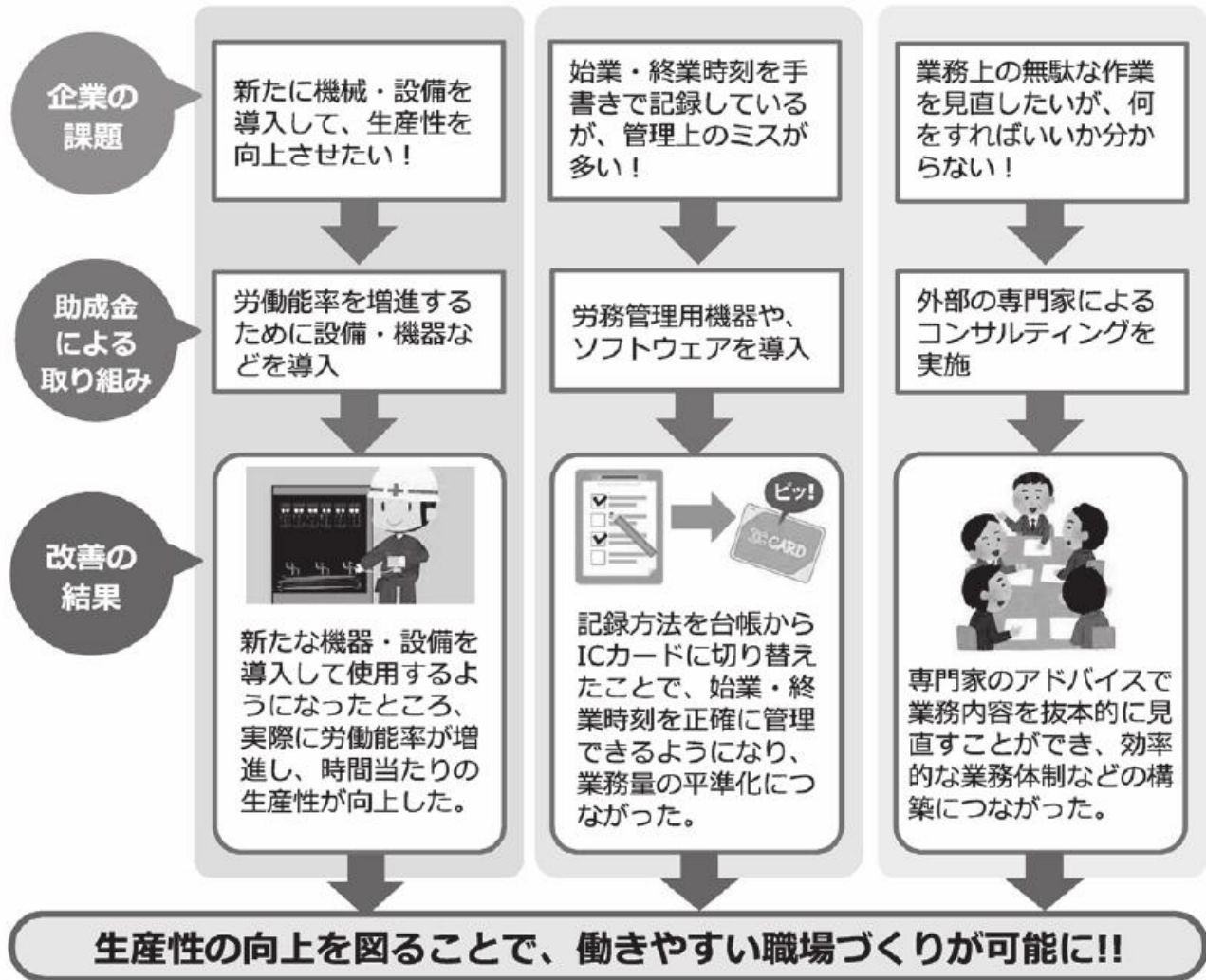
13日(火)	労働セミナー[13:30](リファレンス駅東)
13日(火)	広報委員会[13:30](リファレンス駅東)
14日(水)	重量部会通常総会[15:00](401会議室)
16日(金)	総務会[14:00](201会議室)
18日(日)	ドライバーコンテスト県大会[9:00](西鉄自動車学校)

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため延期または中止になる行事がありますのでご注意ください。

# 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に  
取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



▶働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革 厚労省 検索

## 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

### 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 支給対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施  
(事業実施は、令和4年1月31日(月)まで)

労働局に支給申請(締切:2月10日(木))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



### 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

- ① 全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇)のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること。
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること。

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
助成額	I 以下1～3の上限額および4の加算額の合計額
	II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)
(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5	

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	100万円	50万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定	50万円	—

2. 成果目標②達成時の上限額: 50万円
3. 成果目標③達成時の上限額: 50万円
4. 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

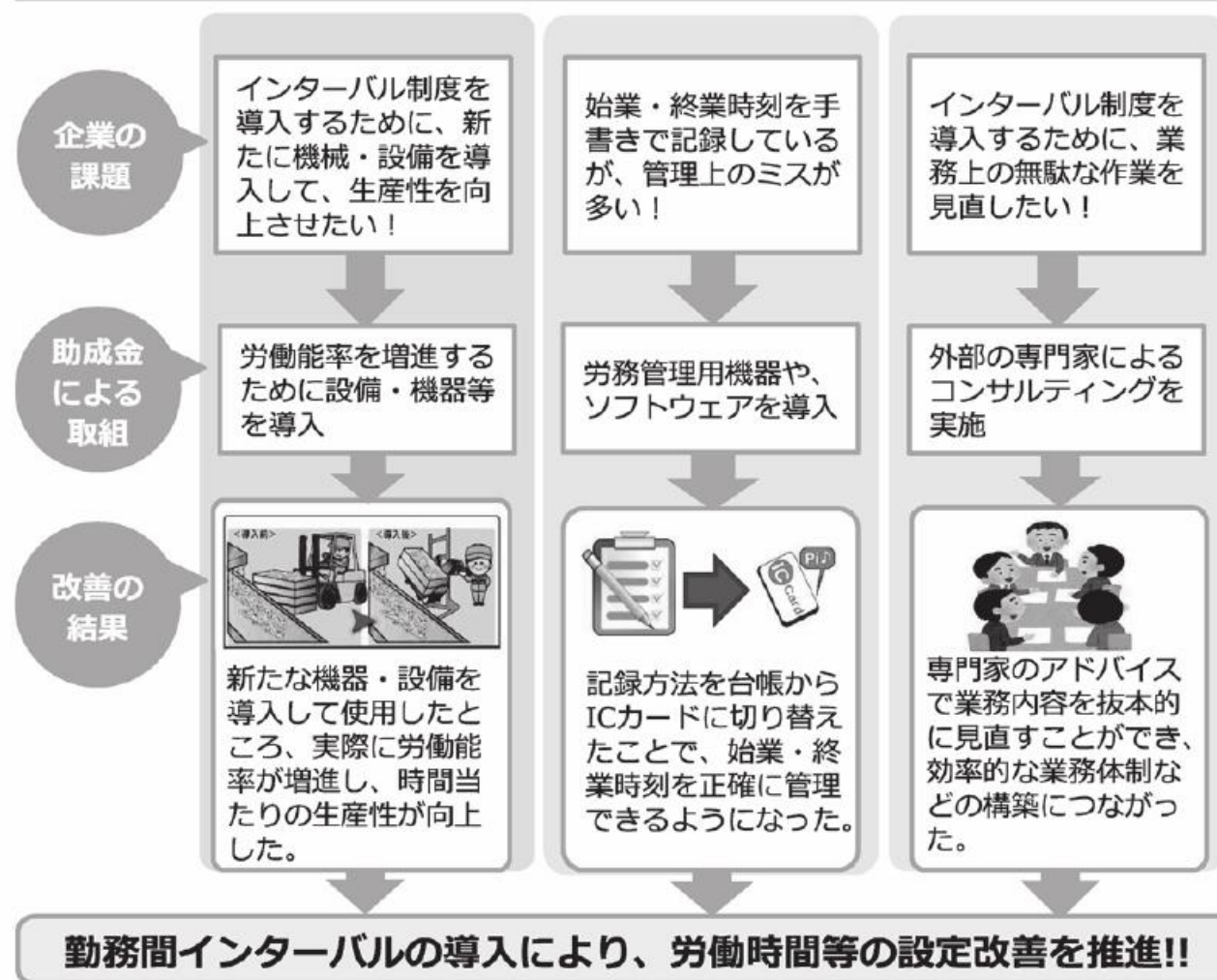
(2021.4)

# 「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が**努力義務化**されています。

**このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。**

## 課題別にみる助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する  
**都道府県労働局 雇用環境・均等部** または **雇用環境・均等室** にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



▶働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革 厚労省 検索

## 勤務間インターバル導入コースの助成内容

### 対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
  2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
  3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
  4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A		B	
	資本または出資額		常時使用する労働者	
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下		50人以下	
サービス業	5,000万円以下		100人以下	
卸売業	1億円以下		100人以下	
その他の業種	3億円以下		300人以下	

### 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】  
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】  
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】  
所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は表1、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は表2により、最も短い休憩時間数に応じたものになります。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数(※4)	補助率(※5)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

(※4) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※5) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

### 利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施(令和4年1月31日(月)まで)

労働局に支給申請(締切は2月10日(木))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)

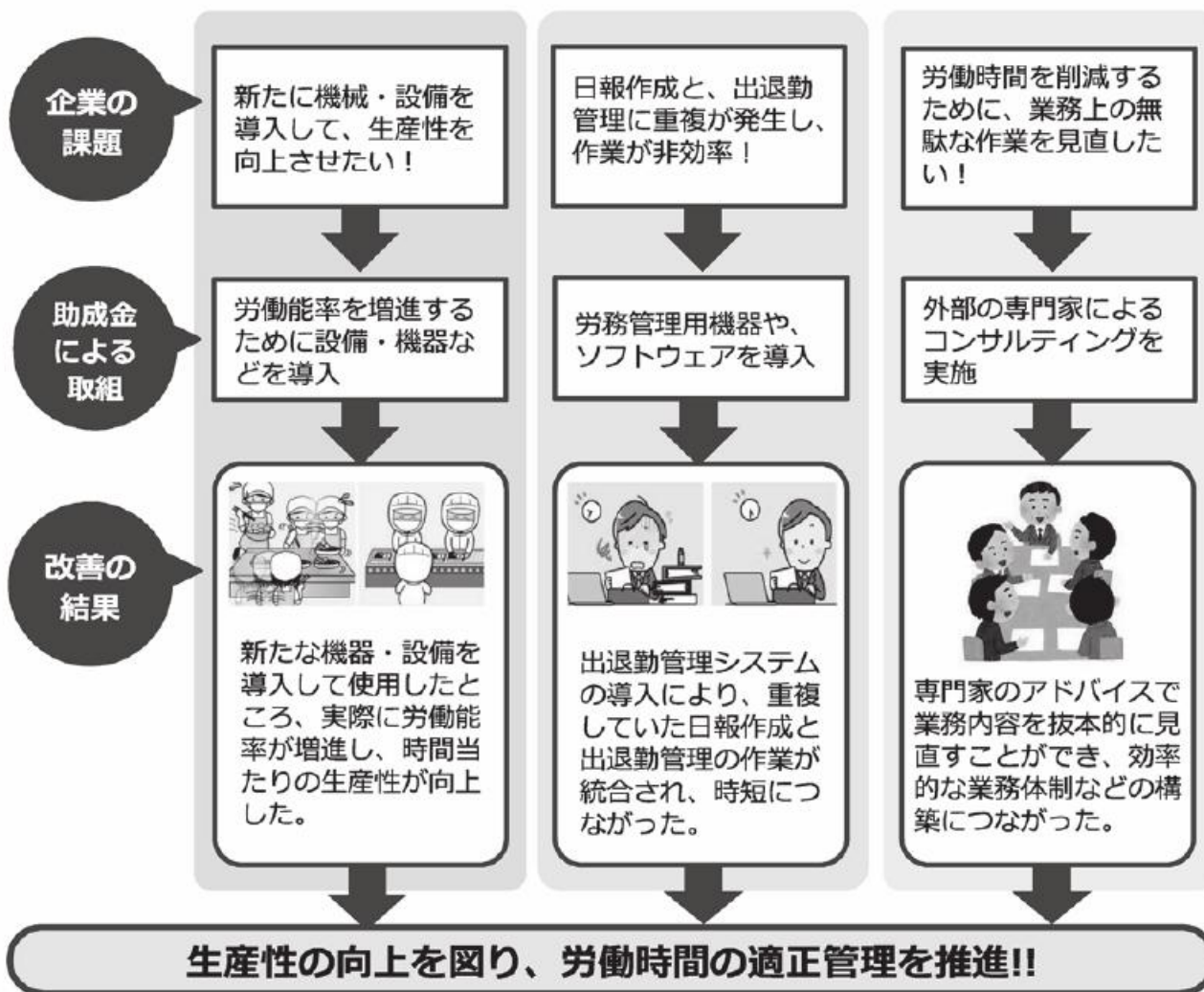


(2021.4)

# 「働き方改革推進支援助成金」 労働時間適正管理推進コースのご案内

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。このコースでは、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別に見る助成金の活用事例



助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



▶働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革 厚労省 検索

## 労働時間適正管理推進コースの助成内容

### 対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
  2. 36協定を締結していること。
  3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
  4. 勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用していないこと。
  5. 賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することが就業規則等に規定されていないこと。
- (※1)中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 支給対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。  
(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の①から③までの全ての目標達成を目指して実施してください。

- ① 新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステム(※4)を用いた労働時間管理方法を採用すること。  
(※4) ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻を自動的にシステム上に反映させ、かつ、データ管理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものであること。
- ② 新たに 賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。

- 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 支給額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下①の上限額および②の加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)
(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5	

- ① 成果目標達成時の上限額：50万円
- ② 賃金引き上げの達成時の加算額

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

### 利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施(令和4年1月31日(月)まで)

労働局に支給申請(締切は2月10日(木))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



(2021.4)

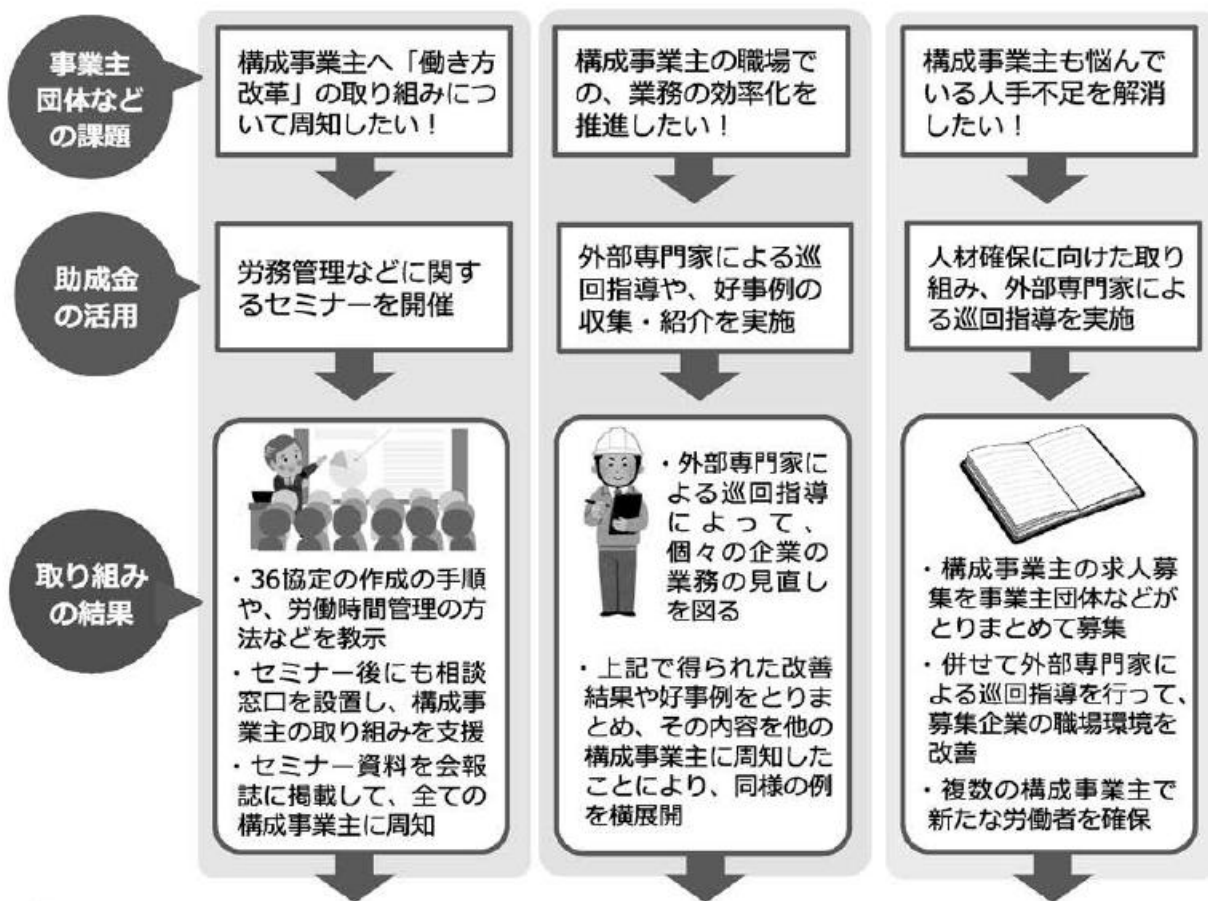


## 「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されました。  
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

### 課題別に見る助成金の活用事例



中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、事業主団体などの所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

▶労働局の所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



▶働き方改革関連法の詳細は、「働き方改革」特設サイトへ

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革 厚労省 検索

## 団体推進コースの助成内容

### 対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など(※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
  - ア 法律で規定する団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人)
  - イ 上記以外の事業主団体(一定の要件有)
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主
 

共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。  
 中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 支給対象となる取り組み

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナーの開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

### 成果目標

支給対象となる取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

支給対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める時間外労働の削減または賃金引き上げに向けた改善事業の取り組みを行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取り組みまたは取り組み結果を活用すること。

### 支給額

上記「成果目標」を達成した場合に、支給対象となる取り組みの実施に要した経費を支給します。

助成額	以下のいずれか低い方の額
	① 対象経費の合計額
	② 総事業費から収入額(※2)を控除した額
	③ 上限額(※3)

(※2) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

(※3) 上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は500万円
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など(傘下企業が10者以上)に該当する場合の上限額は1,000万円

### ご利用の流れ

「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:11月30日(火))

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施(事業実施は、令和4年2月17日(木)まで)

労働局に支給申請(締切:2月28日(月))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら(<https://jgrants.go.jp/>)



# 令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金 検索



## 概要

※申請期限：令和4年1月31日

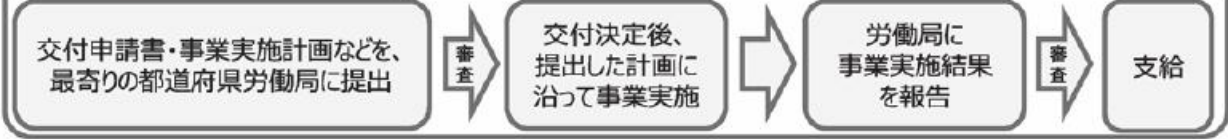
コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和3年4月現在) 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

### 助成金支給までの流れ



### ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

### お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



### 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

### 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善 事例1** 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



**さらなる工夫**  
発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

**実施内容**

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果**

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ**

インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善 事例2** テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



**さらなる工夫**  
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

**実施内容**

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客から注文が入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果**

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ**

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

## 中小企業事業主の皆さまへ

## 人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、  
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる  
中小企業事業主を支援します！

助成対象となる取組	① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ② 外部専門家によるコンサルティング ③ テレワーク用通信機器の導入・運用 ④ 労務管理担当者に対する研修 ⑤ 労働者に対する研修	
助成対象となる取組の実施期間	テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日まで ※機器等導入助成の支給申請は、テレワーク実施計画認定日から起算して7か月以内に実施	
評価期間	機器等導入助成	計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月 ※評価期間の始期は事業主が設定
	目標達成助成	評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額等は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成	② 目標達成助成
<p><b>支給要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに、テレワークに関する制度を規定した労働協約または就業規則を整備すること。</li> <li>● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。</li> <li>● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は</li> <li>✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>支給要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。</li> <li>● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。</li> <li>● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。</li> </ul>
<p><b>支給額</b></p> <p>支給対象経費の<b>30%</b></p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100万円 又は</li> <li>・20万円×対象労働者数</li> </ul>	<p><b>支給額</b></p> <p>支給対象経費の<b>20%〈35%〉</b></p> <p>※以下いずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100万円 又は</li> <li>・20万円×対象労働者数</li> </ul>

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

## ご利用の流れ等については裏面をご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン（総務省）などもご参照ください。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/telework/index.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm)

## ご利用の流れ



※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

### 助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索



厚生労働省HPへはこのQRコードからアクセス可能です。

中小企業・小規模事業者等の皆さま

令和3年度 福岡労働局委託事業

# 福岡働き方改革推進支援センターのご案内

そのお悩み、ぜひ

**秘密 厳守** 相談・  
専門家派遣 **無料**

# 専門家に「ご相談」

ください!

## ひとつでもチェックが付きますか?

- 年次有給休暇5日間の取得をしていない従業員がいる
- 1ヶ月に45時間超残業している従業員がいる
- 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金を払っていない
- パートタイムに正社員と同じ手当を支給していない
- コロナ禍による、テレワーク実施時の労務管理が整っていない



申込みは裏面から

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者の方々を対象に就業規則の作成方法、非正規雇用労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様に助言・提案などの相談支援を行います。

## 相談方法

- ① 企業訪問 (※)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

※都合に合わせて相談方法が選べる!

(※)1回あたり2時間程度、最大6回まで

## 福岡働き方改革推進支援センター

**TEL 0800-888-1699**

受付時間 平日 9:00~17:00

住所 〒812-0016

福岡市博多区博多駅南 1-7-14 BOIS 博多 305

MAIL [hk40@mb.langate.co.jp](mailto:hk40@mb.langate.co.jp) FAX 092-433-1277

[http:// 福岡働き方改革推進支援センター .site](http://福岡働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、ホームページをご覧ください。

働き方改革 福岡

検索



### 年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

### 時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

### 同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

### 年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

### 時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

### 同一労働同一賃金とは

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書 FAX：092-433-1277



福岡働き方改革推進支援センター 宛

WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名			ご担当者氏名																			
所在地	〒 -																					
連絡先	電話			E-MAIL																		
	FAX																					
訪問希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )		<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。																			
相談内容 ✓をお付け下さい	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制</td> <td><input type="checkbox"/> 人手不足</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用</td> <td><input type="checkbox"/> 最低賃金制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 36 協定</td> <td><input type="checkbox"/> 無期転換制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金<small>(非正規雇用労働者待遇改善)</small></td> <td><input type="checkbox"/> 生産性向上への対応</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し</td> <td><input type="checkbox"/> 賃金制度全般</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テレワーク</td> <td><input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備</td> <td><input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他【</td> <td>】</td> </tr> </table>				<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足	<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度	<input type="checkbox"/> 36 協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度	<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <small>(非正規雇用労働者待遇改善)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応	<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価	<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け		<input type="checkbox"/> その他【	】
<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足																					
<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度																					
<input type="checkbox"/> 36 協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度																					
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <small>(非正規雇用労働者待遇改善)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応																					
<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般																					
<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価																					
<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度																					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け																						
<input type="checkbox"/> その他【	】																					

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）





# NO！交通労働災害



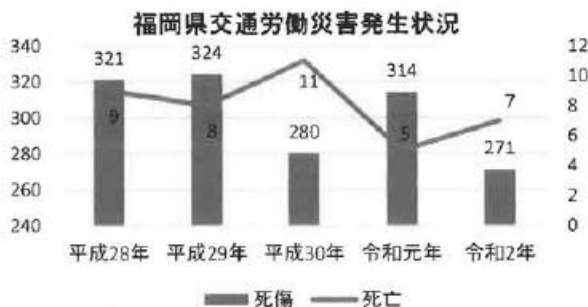
## 知っておきたい交通労働災害の特徴と対策について

令和2年に福岡県内で発生した交通労働災害を分析したところ、以下の特徴が確認できました。これを踏まえ、各事業場様の特征に応じた交通労働災害防止対策の積極的な取り組みが求められます。

### 特徴 1

交通労働災害発生件数は、高止まりの状態！

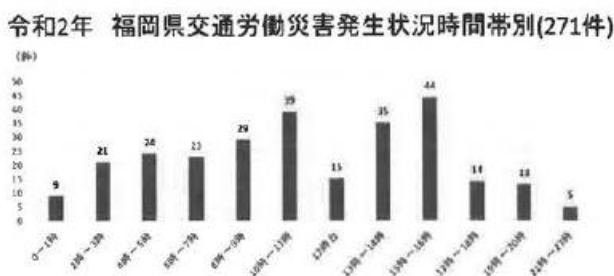
福岡県の交通労働死傷災害は令和2年で271人(前年比-43人)。交通労働死亡災害は7人(前年比+2人)です。



### 特徴 2

交通労働災害は、早朝から夕方まで多く発生！

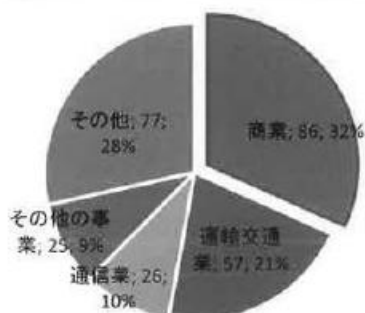
交通労働災害は、10時から1時間、15時から1時間が特に多く発生しています。早朝の時間帯も多いので注意が必要。



### 特徴 3

業種別では商業が最も多く発生！

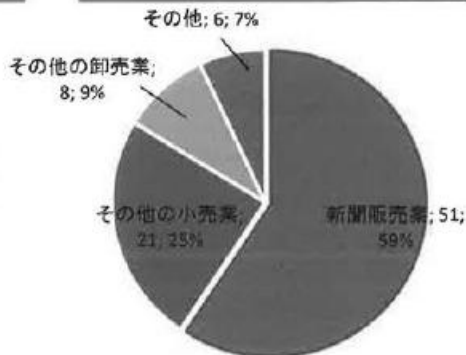
・商業が全産業交通労働災害の3割強を占めます。運輸交通業は交通事故の2割強を占めます。



### 特徴 4

商業の中では、新聞販売業が最も多く発生！

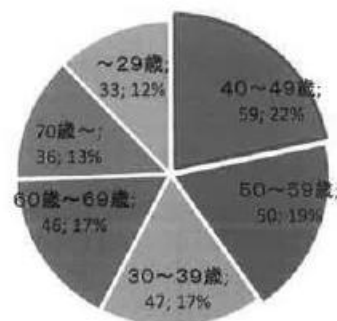
商業の中の約6割が新聞販売業です。



### 特徴 5

交通労働災害はどの世代でも多く発生！

交通労働災害は、40歳代が最も多く、50歳以上では全体の約半分を占めます。



交通労働災害の発生を未然に防止するためには、自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者及び労働者の皆様の「交通労働災害防止のためのガイドライン等」に基づく以下の内容の積極的な取り組みが必要です。

### 交通労働災害防止対策《交通労働災害防止のためのガイドライン抜粋》

<input type="checkbox"/>	交通労働災害防止に関する管理者を選任し、役割・責任・権限を定めましょう。
<input type="checkbox"/>	目標を設定し、目標を達成するため、労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成しましょう。
<input type="checkbox"/>	改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間管理をしましょう
<input type="checkbox"/>	走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所の位置等について計画を作成しましょう。
<input type="checkbox"/>	雇い入れ教育(法定教育)、日常の教育、交通危険予知訓練(教材公表)を実施しましょう。
<input type="checkbox"/>	ポスターの掲示、表彰制度、災害防止大会を開催し、運転者の意識の高揚を図りましょう。
<input type="checkbox"/>	交通ヒヤリマップを作成し、活用しましょう。
<input type="checkbox"/>	作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めましょう。

### 中高年齢自動車運転者交通労働災害防止対策《交通労働災害防止のためのガイドライン抜粋》

高齢労働者の労働災害が多い要因に、加齢に伴う身体・精神機能の低下などがあります。中高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた積極的な労働災害防止対策を取り組みましょう。

<input type="checkbox"/>	中高年齢自動車運転者は、睡眠不足の傾向があるので、改善基準を守るだけでなく、長時間運転にならないように配慮しましょう。
<input type="checkbox"/>	走行計画に変更を行う必要が生じた場合は、中高年齢自動車運転者の睡眠は不足がちであることに配慮して対応するようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	異常気象時には運転のリスクが高まることから、走行中止を含めた適正な指示をできるだけ早い時期に行いましょう。
<input type="checkbox"/>	自動ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術を搭載した車両を導入しましょう。

### 自転車・原動機付自転車の交通労働災害防止対策

配達中に交通事故に遭ったり、歩行者に危険を及ぼさないよう、常に事故防止に努めましょう！

<input type="checkbox"/>	信号順守と交差点での一時停止・安全確認を徹底しましょう。
<input type="checkbox"/>	電話対応時は必ず駐輪場等の安全な場所に停車して対応しましょう。(スマホのながら運転禁止)
<input type="checkbox"/>	左側通行を遵守しましょう！
<input type="checkbox"/>	運転する際は、必ずヘルメットをかぶりあごひももキチンと締めましょう。
<input type="checkbox"/>	早朝の時間帯(単独事故が多い)から夕方時間帯(接触事故が多い)に事故が多発しています。常に周囲に気を配り安全運転をしましょう。



中高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト



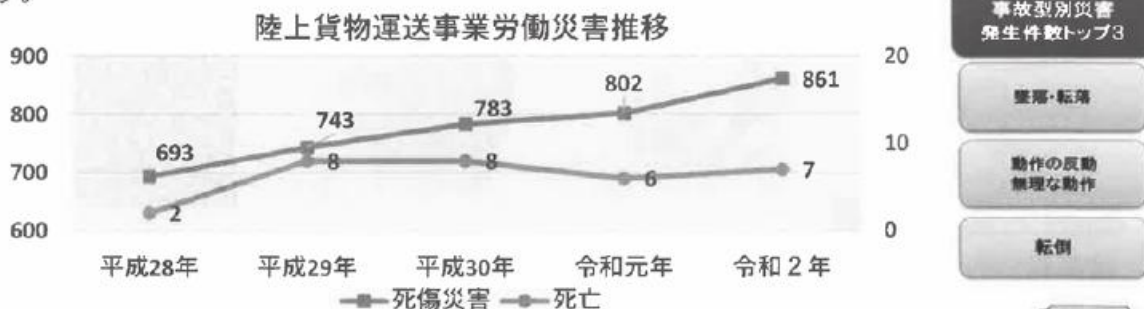
交通労働災害防止対策



# 陸上貨物運送事業者様・働く皆様へ！ 労働災害が増加しています！ 災害発生防止の為の積極的・継続的な取り組みが必要です！

～あなたの模範となる行動が、労働災害を防ぐことに繋がります～

福岡県内の陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数は、年々増加を続け、令和2年はついに861件となり、令和3年に入っても、増加傾向に歯止めがかかりません。災害の内容は「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作」「転倒」の3つで約6割を占めています。災害の程度は、休業1月以上が5割を超え、重症化が進んでいると言えます。今こそ、事業者様・働く皆様の労働災害発生防止のための積極的・継続的な取り組みが必要です。



## 1 トラック・荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策

- |                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！         |
| <input type="checkbox"/> | 墜落時保護用の保護帽を着用すること！             |
| <input type="checkbox"/> | 昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！   |
| <input type="checkbox"/> | 荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！(手足4点の内の3点) |



## 2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策

- 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！
- 特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばす！
- 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない！
- 重量物（ロールボックスパレット等）を押し場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す！
- 重量の重い荷は、2人以上で扱う！
- できるだけ台車等を使用する！

**荷役作業安全対策(事業者用)**



**荷役作業重大災害対策**



### 3 「転倒」災害防止対策

#### 荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する！  
・後ずさりでの作業はできるだけ行わない！
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用！
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！
- 台車等の使用！（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。



### 4 高齢労働者対策

被災者の約5割が50歳以上の労働者です。

高齢労働者対策について、厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場などで、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。是非ご活用ください。

転倒災害防止対策



高齢労働者対策

### 5 交通労働災害防止対策

<input type="checkbox"/> 適正な労働時間等管理・走行管理	<input type="checkbox"/> 教育の実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。</li> <li>・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。</li> <li>・十分な睡眠時間の必要性の理解</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 点呼の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒による運転への影響の理解</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 荷役作業を行わせる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通危険予知訓練による安全確保</li> </ul>
<input type="checkbox"/> 交通労働災害防止の意識高揚	<input type="checkbox"/> その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。</li> <li>・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。</li> <li>・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。</li> <li>・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。</li> <li>・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。</li> </ul>



交通労働災害防止対策

福岡労働局安全課 R3.6

## 8Lエンジン搭載のQuonが 更なる生産性を実現

人を想い、先を駆ける。

UDトラックス公式ホームページで  
Quon 8L エンジン搭載車をさがすことができます。

**UDトラックス株式会社 九州支社**

福岡地域営業部：福岡市東区多の津1-39-4 TEL:092-629-1124  
 北九州地域営業部：北九州市小倉北区西港町17-1 TEL:093-581-2305  
 佐賀久留米営業部：久留米市宮ノ陣町若松1-8 TEL:0942-38-2002

「運ぶ」を思い、運搬と未来をひらく

## ISUZU

### もっと走れる明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
 この理想を目標し、新型ギガは生まれました。  
 「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、  
 トラックに想定される様々なリスクを、  
 先進の装備やテクノロジーで早期に発見、軽減し、  
 より確かな安心を生み出します。  
 新型ギガなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。  
 もっと走れる未来がある。

※各社別のISUZU販売店では、ISUZUの最新情報を提供いたします。

シートベルトを締め、スピードを控え、安全運転を、点検・整備をしっかりとしましょう。

## いすゞ自動車九州株式会社

〒812-0055 福岡県福岡市東区東浜1-10-85  
 Tel:092-641-7711 Fax:092-641-7744

トラックと物流のビジネスに関することは、すべてアフタフックサポートパートナーISUZUへ。いすゞ自動車（株）各社相談センター ☎0120-119-113 9:00～12:00、13:00～17:00 月曜～金曜（除く所定の休日） <https://www.isuzu.co.jp>

## 企業の豊かな未来のために、 確かな補償でアシスト

- ・個別賠償金
- ・特別賠償金（安全運転賠償金）
- ・特別賠償金（物任賠償金・事故直賠償金）
- ・可搬重量診断機による適正診断
- ・交通安全教育用DVD貸出
- ・事故情報の配信

組合の事業年度毎に剰余金が発生した場合、自動車共済利用実績に応じて剰余金を配当する利用分置配当の制度があります。

九州トラック交通共済協同組合～トラックの自動車共済はお任せください～

福岡支所：博多区博多駅東1丁目18番8号（福岡県トラック総合会館5階） TEL:092-451-7550  
 北九州支所：北九州市小倉北区西港町9-14（北九州緊急物資輸送センター内） TEL:093-591-0510  
 筑後支所：筑後市大字長浜2327番地1（筑後緊急物資輸送センター内） TEL:0942-52-2175

2021年、  
おかげさまで組合設立  
50周年を迎えます。

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 福岡市東区箱崎ふ頭5-4-17 TEL:092-641-8186

人と、社会と、その先へ。



**HINO PROFIA**      **HINO RANGER**      **HINO DUTRO**

九州日野自動車株式会社 〒812-8583 福岡市東区箱崎ふ頭2-2-26  
 TEL:092-641-1173 FAX:092-661-6615 <http://www.kyusyu-hino.co.jp>

運行管理者国家試験対策テキスト  
 【貨物自動車運送事業編】  
 令和3年8月版  
**過去の問題の解説と  
 実践模擬問題**  
 定価2,640円(税込)

令和3年版(7月刊行)  
**自動車六法**  
 定価7,700円(税込)

(株)輸送文研社 <柏林書房>  
 TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295



10月9日は  
**「トラックの日」**

公益社団法人 福岡県トラック協会  
 TEL(092)451-7878(代表)  
 FAX(092)472-6439・(092)451-7964  
 ホームページ <https://www.hearty.or.jp/>

総務局・総務部 総務課: 092-451-7841	福岡県適正化事業実施機関 (輸送相談窓口) 092-451-7846
総務局・経理部 経理課: 092-451-7844	千早分室 092-671-0338 (FAX:092-672-4778)
事業局・業務部 業務一課・二課: 092-451-7845	